

業務委託成績評価の実施について

本市が発注する業務委託契約の履行内容を、的確かつ公正に評価することにより、請負者の適正な選定及び確実な履行の確保を図り、もって市民生活の安全の確保及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、業務委託成績評価を次のとおり実施します。

1 評価の対象

平成 21 年 7 月 1 日以降に財政部契約課が発注する業務委託契約(横須賀市上下水道事業管理者発注分を含む。また、随意契約を含む。)のうち、反復的に(毎日、隔日、毎週等定期に)行われるもので、下記の営業種目に該当するものを対象とします。

(対象となる業種・営業種目)

※数字は業種・営業種目コード

業 種		営 業 種 目	
07	清掃等	01	屋外清掃
		05	建物清掃
08	警備・受付等	01	有人警備
15	その他	09	剪定・樹木伐採

※ 評価の対象となる契約案件については、入札公告で告知します。

2 評価の時期

履行の完了検査終了後、主管課において実施します。

また、履行の一部を完了した部分に対して支払を行う契約については、その検査終了後にも実施します。

3 評価の方法

「業務委託成績評価表」の項目に従い、評価します。
主管課は、次の2つの項目を管理します。

① 評価点

基本点は 70 点で、「+35 点」から「-50 点」の間で加減算し、その合計点が評価点となります。(最高点 105 点、最低点 20 点)

※ 平均評価点

1つの契約で、履行の一部を完了した部分に対して支払を行う契約については、部分に対して行う評価の評価点を合計し、平均点を算出します。(算出した平均点に小数点以下の数値がある場合については、小数点以下を切り捨てて整数とします。)

② 評価区分

評価点	105 点~90 点	89 点~80 点	79 点~60 点	59 点~40 点	39 点~20 点
評価区分	A	B	C	D	E

4 評価の利用

(1) 優良評価に基づく入札参加の優遇措置

毎年度4月に、前年度に履行された業務委託契約ごとの評価において、A評価又はB評価（1契約で2回以上評価を行うものについては、平均評価点がA評価又はB評価に相当するもの）を取得した事業者を「優良業務履行事業者」（以下、単に「優良事業者」という。）として認定し、その旨を当該事業者に通知します。（ただし、履行期間が6か月に満たない契約については、優良事業者の認定を行いません。）

上記営業種目ごとに、過去3年度（現年度は含まない。）の優良事業者を対象（ただし、A評価の事業者のみを対象とする場合もあります。）として、同一営業種目の競争入札を実施することができるものとします。（ただし、現年度及び過去3年度に同一営業種目の契約でD評価又はE評価を取得した事業者はその競争入札の対象外とします。また、競争性が保てないと判断した場合は実施することができません。）

(2) 不良評価に基づく入札参加の制限措置

① 入札参加停止

評価の結果、評価区分がE評価となった事業者を1か月間の入札参加停止とします。（入札参加停止の期間中、当該事業者は当該契約と同一の営業種目を対象とする競争入札に参加できません。）

ただし、下記②の指名停止措置を受け、その期間の始期がこの入札参加停止の期間の始期と同時となる場合には、入札参加停止は行いません。

② 指名停止

次のいずれかに該当した場合は、当該評価の対象期間が属する年度の翌年度の5月1日から7月31日までの3か月間、指名停止とします。

- ア. 1契約につき1回の評価を受ける業務委託契約がE評価を受けた場合
- イ. 1契約につき2回以上の評価を受ける業務委託契約で当該契約に係る平均評価点がE評価に相当する場合

5 その他

(1) 現場代理人の配置

評価対象となる契約案件においては、仕様書の中で現場代理人を置くことを義務づけます。評価対象の契約の契約者となる場合については、現場代理人届の提出が必要となります。（現場代理人を変更する場合も同様です。）

その現場代理人を「責任者」として評価を行います。

なお、詳細については、別添の「業務委託成績評価要綱」をご覧ください。